

## 牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続

21 独家セ第1634号  
平成22年3月1日  
令和7年1月20日改正

### (目的)

第1条 この手続は、独立行政法人家畜改良センターが管理している牛個体識別全国データベースに記録されている情報について、インターネット等による公表に関する手続を定めることにより、牛個体識別全国データベースの情報の公表を適切に行うことを目的とする。

### (情報の公表)

第2条 独立行政法人家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）は、牛の管理者の同意があった場合は、当該管理者が届出した氏名又は名称及び飼養施設の所在地に係る情報（以下「飼養地情報」という。）をインターネット等で公表することができるものとする。

2 理事長は、化製場、死亡獣畜取扱場等死亡牛の譲渡し先の同意があった場合は、届出された当該譲渡し先の氏名又は名称及び住所に係る情報（以下「死亡牛の譲渡し先情報」という。）をインターネット等で公表することができるものとする。

3 牛の管理者が、飼養地情報の公表に同意する場合は、別紙1又は電磁的手法（以下「届出 Web システム」という。）により行うものとする。

4 化製場、死亡獣畜取扱場等死亡牛の譲渡し先が、死亡牛の譲渡し先情報の公表に同意する場合は、別紙2により行うものとする。

5 別紙1及び別紙2は電子メール又は郵送にて提出するものとする。

### (同意の取消)

第3条 前条第3項の規定により同意した者が、その同意の取消を希望する場合は、理事長あてに別紙3又は届出 Web システムにより申し出るものとする。

2 前条第4項の規定により同意した者が、その同意の取消を希望する場合は、理事長あてに別紙4により申し出るものとする。

3 別紙3及び別紙4は、電子メール又は郵送にて提出するものとする。

### (公表の中止)

第4条 理事長は、前条第1項の規定による同意取消の申出があった場合、直ちに申出があった者の飼養地情報について、インターネット等による公表を中止するものとする。

2 理事長は、前条第2項の規定により同意取消の申出があった場合、直ちに申出があった者の死亡牛の譲渡し先情報について、インターネット等による公表を中止するものとする。

### (その他)

第5条 理事長は、第2条の規定によりインターネット等で公表している飼養地情報又は死亡牛の譲渡し先情報について、その公表を中止することに相当の理由があり、かつ緊急を要する場合に限り、前条の規定によらず、インターネット等による公表を一時中止することができるものとする。

### 附 則

1 この手続は、平成22年4月1日より施行する。

2 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続（平成15年12月1日付け15独家セ第1095号）第6条の規定に基づき同意した者は、別に申出のない限り、この手続により同意したものとする。

3 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続

き（平成15年12月1日付け15独家セ第1095号）は、この手続の施行をもって廃止する。

- 4 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続きの運用について（平成15年12月1日付け15独家セ第1095号）は、この手続の施行をもって廃止する。

#### 附 則

- 1 この手続は、令和7年1月20日より施行する。